

若者の就農意欲喚起 P R 動画及びガイドブック作成事業業務委託仕様書

1 目的

県内の高校生に農業の魅力とやりがいを伝え、就農意欲を喚起するため、最先端の農業で成功している若手農業経営者の活躍事例や就農支援策等を紹介する P R 動画及びガイドブック（印刷原稿）を作成する。

なお、作成した P R 動画及びガイドブックは、県内農業高校で開催する出前授業で活用するとともに、県公式 H P 等で公開する。

2 業務の内容

(1) 委託事業名 若者の就農意欲喚起 P R 動画及びガイドブック作成事業業務委託

(2) 委託期間 契約の日から令和 3 年 1 月 2 9 日（金）まで

(3) 委託内容

若者の就農意欲喚起 P R 動画作成

ア 作成する動画の概要

- ・ 県内の高校生を対象に、農業のやりがいや魅力、農業で働く具体的なイメージを伝えるため、若手農業経営者が営む最先端の農業や、農業の具体的な仕事の紹介、若手農業経営者からのメッセージなどを盛り込んだ動画を作成する。
- ・ 動画は、農業高校で開催する出前授業で活用するほか、三重県 H P への掲載、Facebook、Youtube への投稿を予定している。

イ 再生時間及び作成本数

- ・ 動画再生時間は 1 本あたり 3 分～ 5 分程度を想定している。詳細については、企画提案書の提案内容をもとに三重県と協議のうえ正式に決定すること。
- ・ 動画作成本数： 2 本（農業法人 2 者×各 1 本）

ウ 撮影及び編集

- ・ 撮影対象：若手農業経営者が営む県内の農業法人 2 者
（撮影対象先リストは、別途三重県から提供します。）
- ・ 農業法人を訪問して、若手農業経営者へのインタビュー等により取材を行うこと。
- ・ 若者の就農意欲の喚起につなげるため、テロップ等を使用すること。具体的な編集方法は、企画提案書の提案内容をもとに三重県と協議のうえ正式に決定すること。
- ・ B G M や動画素材、画像等の素材を使用する際には、著作権等の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めて一切の手続等を受託者の負担により行うこと。
- ・ 人物の撮影にあたっては書面で同意を得るなど、肖像権を侵害しないようにすること。
- ・ 現地での撮影及び取材にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底すること

エ その他

- ・ 撮影や編集に係る一切の費用（機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、飲食費、各種使用料、出演料、許認可等の手続きに要する費用等）は全て当初の契約金額に含むこと。取材先の農業法人へは謝礼を支払わないこととする。
- ・ 仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し実施すること。
- ・ 編集の企画段階において、企画案を三重県に提示し意見を求めること。
- ・ 完成前の校正等については担い手支援課と打ち合わせのうえ適切な回数実施すること。なお、今年度開催予定の出前授業において、完成前の動画を再生する場合があるので、別途三重県と協議のうえ、事前に完成前の動画を提出すること。

若者の就農意欲喚起ガイドブックの版下（印刷原稿）の新規作成

ア 作成するガイドブックの概要

県内の高校生を対象に、三重県農業大学の概要や、新規就農支援制度の概要、農業大学卒業生の活躍事例を紹介するガイドブック（印刷原稿）を作成する。

イ ガイドブックの仕様

A4版 12頁

ウ 依頼内容

- ・ ガイドブックの版下原稿及びWEB掲載用PDF作成（構成は別添のとおり）
- ・ 三重県から提供するテキストデータ及び画像コンテンツに基づき、デザイン・レイアウトを作成すること。なお、農業大学卒業生の活躍の紹介ページに掲載する画像コンテンツ（9人×各2枚）は、受託者が現地を訪問して撮影（エ参照）すること。また、表紙に使用する画像コンテンツは、受託者が用意すること。
- ・ 若者の就農意欲の喚起につながるよう、必要に応じて、イラスト・画像等のコンテンツを使用すること。
- ・ 具体的な内容は、企画提案書の提案内容をもとに三重県と協議のうえ正式に決定することとする。

エ 農業大学卒業生の紹介ページ（全4ページ）に係る写真撮影及び編集

- ・ 撮影対象：三重県農業大学卒業生9名
（撮影対象先リストは、別途三重県から提供する。）
- ・ 現地を訪問して、三重県農業大学卒業生や卒業生が作った農産物等を撮影すること。
- ・ 現地での撮影にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底すること。
- ・ 上記で撮影した写真と、三重県が別途提供する「三重県農業大学卒業生からのメッセージ原稿」を用いて、ページの編集を行うこと。

オ その他

- ・ 画像やイラスト等の素材を使用する際には、著作権等の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めて一切の手続等を受託者の負担により行うこと。
- ・ 人物の撮影にあたっては書面で同意を得るなど、肖像権を侵害しないようにすること。
- ・ 撮影や編集に係る一切の費用（機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、飲食費、各種使用料、許認可等の手続きに要する費用等）は全て当初の契約金額に含むこと。
- ・ 仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し実施すること。
- ・ 編集及びデザインの企画段階において、企画案を三重県に提示し意見を求めること。
- ・ デザイン、文字の校正については担い手支援課と打ち合わせのうえ適切な回数実施すること。

3 契約条件

(1) 委託業務名

若者の就農意欲喚起PR動画及びガイドブック作成事業業務委託

(2) 委託期間

契約の日から令和3年1月29日（金）まで

(3) 成果品

動画コンテンツ

- ・ DVD等の記録媒体にて2部納品すること。
 - ・ ファイル形式等詳細については、三重県と協議のうえ決定することとする。
- #### ガイドブックの版下（印刷原稿）
- ・ DVD等の記録媒体にて2部納品すること。
 - ・ 印刷入稿データ（PDF及びイラストレーターデータ）及びWEBに掲載する圧縮版PDFのデータを納品すること。
 - ・ ファイル形式等詳細については、三重県と協議のうえ決定することとする。
- その他指示するもの

(4) 成果品の提出期限

令和3年1月29日（金）

なお、(3)の のガイドブックの版下（印刷原稿）については、別途指示する日（校正等作業の進捗状況により三重県と協議のうえ決定。）までに提出すること。

4 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (2) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする、
- (5) 委託業務を通じて取得した個人情報については、三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 三重県は必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (8) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこととする。
- (9) 業務の遂行にあたっては、新型コロナウイルス感染症による情勢等に留意し、感染拡大防止や事業運営体制の確保に努めること。